

## 利用のない平日の閉館時刻について

### 1 議事設定の理由

(令和5年12月議会での一般質問)

「利用のない平日の夜間など閉館時刻を早めることはできないか」

(答弁)

「条例では、平日の閉館時刻は午後10時となっております。公民館によりましては、開館時間内で自由に利用できるトレーニングルームを設置しているため、閉館時間を早めることはできません。

貸し部屋だけの公民館におきましては利用者や住民の意見をお聞きし、公民館運営審議会も諮りながら閉館時間は早めることに支障はないか検討してまいりたいと考えます。」

### 2 現状

(トレーニングルーム設置館)

三木南交流センター、緑が丘町公民館、自由が丘公民館

(比較的夜間利用の多い館)

中央公民館、青山公民館、三木コミュニティスポーツセンター、福井コミュニティセンター)

(比較的夜間利用の少ない館)

別所町公民館、志染町公民館、細川町公民館、口吉川町公民館、吉川町公民館